## スポーツ // 文化活動 // ボランティア 団体活動のための補償制度

令和6年度 (2024年度) 保険期間 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

### 小さな掛金、大きな補償

# スポーツ安全保険





保険の詳しい内容、資料の請求は、 ホームページをご覧ください。



#スポーツチーム #大学クラブ #スポーツ少年団 #放課後事業 #総合型地域スポーツクラブ #教室 #部活動地域移行 #文化系サークル #ボランティア

### 加入区分・掛金(年度初回加入時は4名以上)

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
※ 子ども (中学生以下)	スポーツ活動	A1	800ฅ
<b>大人</b> (高校生 以上)	スポーツ活動(指導・審判を含む)	<b>C</b> 64歳以下	1,850⊨
	●A2区分で対象となる活動も補償されます。	<b>B</b> 65歳以上	1,200⊨
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体員の送迎 ●スポーツ活動中の事故は補償の対象外です。	<b>A2</b>	800ฅ
全年齢	(危険度の高いスポーツ(指導・審判を含む)	D	11,000⊢
子ども <sup>※</sup> (中学生以下)	区分の補償となる団体活動 に加え、個人活動も対象	AW	1,450⊨
<b>大人</b> (高校生 以上)	区分の補償となる団体活動 に加え、個人活動も対象	<b>CW</b> 64歳以下	4,850⊨
	日間 B 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	<b>BW</b> 65歳以上	<b>5,000</b> ⊨

※特別支援学校高等部の生徒を含みます。 年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。 (注) C-B・CW・BW区分の年齢の判断は「令和6年4月1日」を基準とします。

本広告はスポーツ安全保険の概要を掲載しており、ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」及び「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明の点については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。

#### 〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社 **500 0120-233-801** 担当課 公務第2部 文教公務室 (平日9:00~17:00)

〈共同引受保険会社(令和6年4月予定)〉

